

優遇措置

強力な支援体制で企業立地をサポート

平川市では、手厚い支援制度で企業の進出・事業拡大をサポートします。

立地企業に対する税制上の優遇措置

適用基準		従業員 (人以上)	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額 (万円以上)					
新設	3,000	10	課税免除	固定資産税	5年間
増設	2,000	5			
碓ヶ関地域 新増設	500	—	課税免除	固定資産税	3年間
(製造業又は旅館業は 資本金の額により)					
5,000万円超	1,000				
1億円超	2,000				
地域未来投資促進法促進区域 新増設	10,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
(農林漁業は 5,000)					

青森県内でも稀少な
5年間の全額減免

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

平川市工場等設置促進条例

対象者の要件	内容	
<ul style="list-style-type: none"> ■投下固定資産の額 (土地を除く) 新設 3,000万円以上 増設 2,000万円以上 ■新たに常時雇用する地元従業員数 新設 10人以上 増設 5人以上 ■業種 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、自然科学研究所、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、電気業 	雇用促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ○新設 地元雇用者 10人を超える人数 1人につき 20万円 ○増設 地元雇用者 5人を超える人数 1人につき 20万円 (限度額 2,000万円) 操業開始日 1年前から起算して 3年以内の雇用
	工場等誘致奨励金	○5,000㎡以上の用地取得の場合、1㎡あたり 1万円を超える取得価額の 1/5 の額 (限度額 2,000万円)
	補助金	○私有財産 (土地・建物) の賃借料月額の 1/3 以内 (限度月額 10万円) を 3年間
	リース	<ul style="list-style-type: none"> ○市の普通財産の減額貸付 ○貸付の日から 3年間無償貸付 ○4年目から 5年間 1/2 以内

工場立地法による緑地面積割合の優遇措置

平川市では、平成 25 年 12 月「平川市工場立地法地域準則条例」を制定し、緑地面積率を 20%以上から 5~10%以上へ、緑地面積を含む環境施設面積率を 25%以上から 10~15%以上へ、それぞれ緩和しました。これにより、環境を保全しながら、工場の新設・増設をしやすくし、雇用の創出に期待しています。

企業立地に関するお問い合わせ先

平川市 総務部みらい戦略課 まちづくり推進係

TEL:0172-55-7490 FAX:0172-55-5809

〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山25-6(本庁舎4F)

E-mail:mirai@city.hirakawa.lg.jp

URL:https://www.city.hirakawa.lg.jp/



青森県平川市 企業立地のご案内



